

新出の文政十三年「福井城御図」と「福井城図」(文政二年写)について

国 京 克 巳

井城御図」と便宜上呼称する。本稿は、この包装紙に印刷された福井城郭図の「福井城御図」について検討し、その評価を論ずるものである。また、図の大きさ、記載の仕方が非常によく似る既出の松平文庫「福井城図」(文政二年写(一三四一))についても合わせてその模写年や描写時期を検討するものである。

二、絵図の来歴と内容

包装紙を印刷した会社は現越前市の関印刷といたそうであるが、現在はなく、当初どのような絵図であったかは全く分からない。その後、印刷会社もかわり三社目であるという。しかし、包装紙の大きさや色使いなどの印刷仕様は当初のままであるという。この絵図の原因は、故松平永芳氏の所有していたものが寄贈された福井市立郷土歴史博物館の目録にはなく、現在所在不明である。

和菓子などの包装紙に城下絵図などを印刷したものが使用された例を時々見かける。しかし、城下絵図などの一部を断片的に使用しているようで、史料的な価値は少ないといえる。ところが、福井市順化二丁目の雲丹などを販売する天たつの包装紙には福井城内を描いた絵図が印刷され、前述のような包装紙とは雰囲気異なる福井城下絵図に類するものであることが一見してわかる。その絵図には文政十三年に藩主住居が西三ノ丸御座所から本丸へ移転する内容が記載され、史料的に貴重な新出の城郭図である可能性が十分推察される。包装紙の右上に大きく「福井城御図」と書かれているので、この包装紙の絵図を「福

「福井城御図」を包装紙に使用する天たつは創業文化元年(一八〇四)、旧福井藩爾来の松平家御用達の老舗である。この包装紙の来歴について天たつ当主の天野吉壹氏にお話をお聞きしたところ、以下のような内容であった。¹⁾この絵図は、先代の故天野吉利氏が五十年程前に、福井藩の松平宗家が主催する保寧会の席で、分家の故松平永芳氏に「今まで雲丹の包装紙は「雲丹」の字のみで物足りないのでは、何かよいものはないでしょうか」との話からはじまり、故松平永芳氏が持参したものを借用して印刷したものであるとのことであった。絵図の題名の横に「松平家所蔵」と記載されていることが、それを物語っている。

包装紙は縦二六・五cm、横三十八・七cmの和紙風洋紙で、「福井城御図」はほぼ包装紙の紙面いっぱい西を上配置され、黒を含めて三色で刷られている。絵図の端部をみると、道路の先端が図面端で省略された形をとり、ほぼ紙面一杯に納まる。ただ、西へ延びる道路五本のうち三本が途中で切断されたような印刷となっている。このことから元の絵図は、西にわずかに大きかったことも考えられるが、ほぼ包装紙と同様な範囲が描かれた絵図であったとみられる。絵図の右端に書かれる「福井城御図」・「松平家所蔵」・店舗名などの文字は明らかに現代的な配置で、包装紙として体裁を整えるために印刷時に付け

図2 「福井城図」(1341) 松平文庫 26cm x 33cm

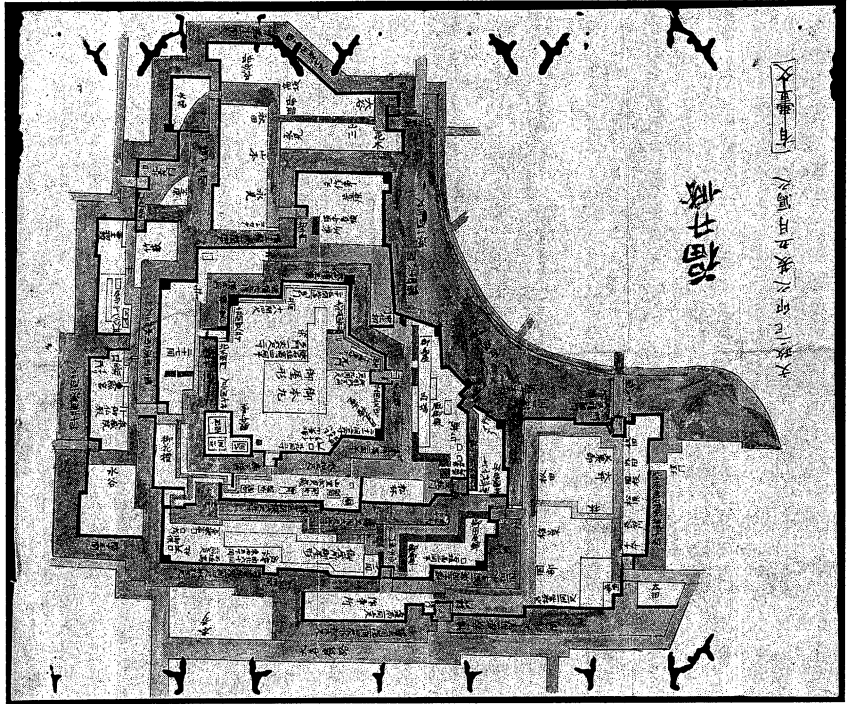
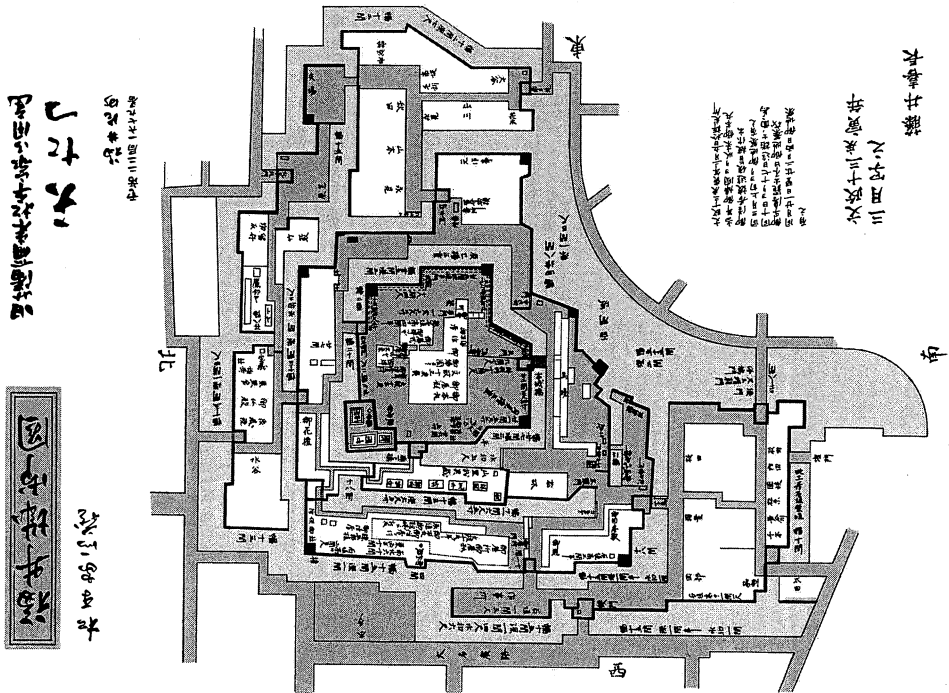


図1 「福井城御図」 天久つ包装紙 26.5cm x 38.7cm



加えられたものとみられる。この付け加えられた部分を除き、絵図の東西空きをほぼ同一寸法と仮定すると、横幅は三十一・八cm程となる。絵図の大きさは故人が東京の自宅から簡単に福井へ持ち運べたものであるから、それほど大きくないものとみられ、絵図の彩色についても全く分からない。

同絵図には福井城本丸を中心に、ほぼ同心円状に配された二ノ丸・三ノ丸・南西の侍屋敷地と、その外堀と道路などが描かれている。絵図にはさらに堀の幅深さ・石垣長さ・上級武家屋敷地が描かれ、それぞれの敷地内に櫓・門・番所・建物外形線と建物名・屋敷の拝領者名がかかれる。絵図の色使いは道路や藩建物の建つ敷地を肌色、石垣や櫓・門を黒色、堀を薄緑色とする。特に本丸と西三ノ丸御座所の建物には増築された建物や解体される建物について書き込みがみられる。絵図左下に本丸増築建物の経緯について「文政十三庚寅年二月五日於評定所 当年御帰國以来御本丸 御住居被遊候旨被仰出 同三月上旬廿二地築有之 同十日廿十七日迄諸士ノ面ニ為御手伝罷出不日御地築成 同月廿一日翌廿二

日兩日御地祭 有之」と書かれ、続けて図面を写した年月日と氏名の「文政十三庚寅年三月写之 藤井喜喜長」が書かれる。このことから文政十三年（一八三〇）三月に藤井喜喜長が、同年藩主住居が西三ノ丸御座所から本丸に移転した際の絵図を模写した図であることがわかる。

三、絵図の年代

（一）文政二年写「福井城図」の評価
「福井城御図」によく似た絵図に松平文庫の文政二年写しとされる「福井城図」（一三四一）がある。この絵図は縦二十六cm横三十三cmの小さな図で、本丸から三ノ丸（一部に下馬門外より漆門内拝領屋敷などを含む）^②までの城内を描いている。『松平文庫目録』^②の解説には、「（前略）略図的書様は免がれないが、櫓門や御屋形、堀、石垣等は他の図にみられない精緻さが窺がわれて、貴重な図の一枚と言わねばならない。」とある。福井城本丸図などを集めた『城郭・侍屋敷古図集成 福井城・金沢城』^③では、文政二年の写しで、寛文九年（一六六九）の火災後の様子を描いていること、

そして櫓門・御屋形・堀・石垣の描き方を解説している。このように、詳細な論考がなされた絵図ではないが、本丸内の御殿を描いた一連の本丸指図や御座所建物を描いた御座所図などと、各種の福井城下絵図の中間的な絵図として評価されている。しかしそれ以上に、福井城下絵図には文字のみで、建物の外形や位置が分からない西二ノ丸の山里武具蔵や南二ノ丸の厩・馬場・厩御殿・七ツ蔵、北三ノ丸の鷹部屋の建物・留守物頭、西三ノ丸の馬屋さらに各門にあった番所などがはっきり外形線で描かれていることは貴重である。この各建物とその概略の位置については明治以降に描かれた『福井城郭各御門其他見取絵』^④などから知ることができるが、福井藩時代に写され、建物の位置や外形がわかる絵図として史料の価値が高いものである。

しかし管見よれば、この絵図の製作時期や描写時期についての論考がみあたらない。そこで製作時期や描写時期、さらに信憑性について、以下に検討する。本図に描かれる上級家臣の屋敷には拝領者名が記載されている。この名の変化を松平文庫の屋敷地の変遷

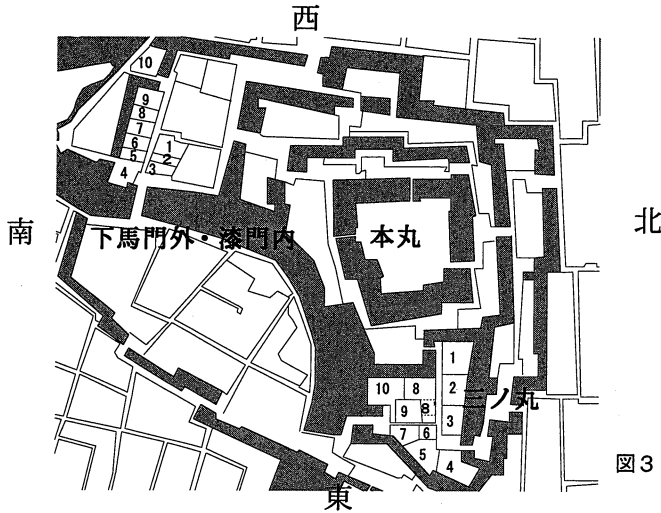


図3 拝領屋敷の番号

表1 『御家中転宅考』の文政二年前後の記載

敷地番号	御家中転宅考 天保2					
三ノ丸	1	永見 1 (寛永)				
	2	並川 (天和貞享)	山本 (貞享4)			
	3	秋田 (宝暦10)	高田 (文政3)	渡辺 (文政5)		
	4	???	享保17)	長谷部 (天明5)		
	5	津田 (寛政11)	高坂 (寛政11)			
	6	服部 (寛政5)	毛利 (文政7)			
	7	河合 (天明元)	大谷 (寛政2)			
	8	永見 (安永3)	大宮 (文政7)			
	8'	大橋 (文政7)	大橋			
	9	三寺 (天和)	山川 (享)			
10	浦上 (天和)	花木 (宝暦8)				
漆・川口門内	1	水谷	林 (享和3)			
	2	大野一節左衛門 (寛政10)	大野三左衛門 (文政6、文化の誤り)	大野		
	3		大野小源太 (文政11 追放?)	美濃部 (文政12)	山脇 (天保2)	
	4	榑谷 (天明8)	杉田 (寛政5)			
	5	松原 (安永8)	内田 (文化8)			
	6	吉田 (安永3)	園枝 (文化15)			
	7	吉田 (寛延4)	松原 (寛政8)			
	8	長谷川 (天明3)	沢木 (文政6)	長谷川 (文政7)		
	9	千本 (宝暦7)				
	10	大谷 (安永3)	太田 (文政3)			

表2 『御家中屋敷地絵図』の文政二年前後の記載

敷地番号	御家中屋敷地絵図					
三ノ丸	1	永見惣衛門	御目付御用所	永見多門 (再)	文久4 御用地3月家作取払い	
	2	並川	山本	文久3 御用地	文久4 家取払	
	3	秋田	横井平四郎	渡辺	文久3 御用地	文久4 家取払
	4	瀧美	長谷部	文久3 御用地	文久4 家取払	
	5	津田	高坂	内田	????	文久3 御用地
	6	服部三郎兵衛	毛利彦郎衛門	安政4年3月御用地家作取払		文久4 家取払
	7	河合	大谷	明堂館	文久3 御用地	文久4 家取払
	8	永見亦三郎	大宮忠八	安政4年3月御用地		
	8'					
	9	三寺	山川	安政4 御用地		
10	浦上	花木	江口	花木	安政4 御用地	
漆・川口門内	1	水谷	林 (享和3)			
	2	大野一節左衛門 (寛政10)	大野三左衛門 (文化6)			
	3		大野小源太	美濃部	山脇	英学所
	4	榑谷	杉田			瓜生
	5	松原	吉田	内田	長崎	内田
	6	野村	園枝			
	7	吉田	松原			
	8	長谷川	沢木	長谷川		
	9	千本	御用地 (文久2)	岡部		
	10	大谷	太田	天保7 焼失後役所		

表3 福井城郭の拝領屋敷の記載年

敷地番号	福井城下絵図			城郭図		
	福井分間之図 1337 享和3年	福井分間之図 1338 享和3年(～文化13)	福井分間之図 1340 文化8年(～明治2)	福井城図 1341 文政2写	左図の上限あるいは下限年 福井城御図(天竺?) 文政13写	左図の上限あるいは下限年
1	永見1	永見	永見(掛紙のみ白)	永見	寛永～	永見
2	山本	山本	山本(掛紙のみ白)	山本	貞享4～	山本
3	秋田	秋田(掛紙で渡辺)	秋田(掛紙のみ白)	秋田	～文政3	秋田
4	長谷部	長谷部	長谷部(掛紙のみ白)	長谷部	天明5～	長谷部
5	高坂	高坂	高坂(掛紙のみ白)	高坂	寛政11～	高坂
6	服部	服部(掛紙で毛利)	服部(掛紙のみ白)	服部	寛政5～文政7	毛利
7	大谷	大谷	大谷(掛紙のみ白)	大谷	寛政2～	大谷
8	永見2	永見(掛紙で大宮・大橋・時ウチ)	永見(掛紙のみ白)	永見	～文政7	永見
9	山川	山川	山川(掛紙のみ白)	山川	～享和～	山川
10	花木	花木	花木(掛紙のみ白)	花木	宝暦8～	花木
1	林	林	林	林	享和3～	空白
2	大野	大野 文化6	大野	大野	文化6～	空白
3	?	(掛紙で山脇)	瓜生	美濃部	文政12～天保2	空白
4	杉田	杉田	杉田	杉田	寛政5～	杉田
5	内田	内田	内田	内田	文化8～	内田
6	吉田	吉田(掛紙で園枝)	掛紙で園枝	園枝	文化15～	園枝
7	松原	松原	松原	松原	寛政8～	松原
8	長谷川	長谷川	長谷川	長谷川	天明3～文政6、文政7～	長谷川
9	千本	千本	千本(掛紙で監察局)	千本	宝暦7～	千本
10	大谷	大谷	大谷? (民政局)	太田	文政3～天保7	太田

国京 新出の文政十三年「福井城御図」と「福井城図」(文政二年写)について

を記した天保二年(一八三二)の『御家中転宅考』⁽⁵⁾・嘉永五年(一八五二)の『御家中屋敷地絵図』⁽⁶⁾と比較検討することによって、この図の製作時期や描写時期を検討する。なお、上記の史料が必ずしも正しいとは限らないので、補足資料として「福井城図」の製作時期とされる文政二年前後の福井城下絵図である享和三年(一八〇三)の「福井分間之図」(一三三七)とその写しである「福井分間之図」(一三三八)、そして文化八年の「福井分間之図」(一三三〇)を合わせて使用し、確認する。⁽⁷⁾「福井分間之図」(一三三八)は享和三年の「福井分間之図」(一三三七)の写しであるが、その使用時期が文化十三年までであることが注記され、屋敷の拝領者名が掛紙によって変更が加えられている。また、文化八年の「福井分間之図」(一三三〇)も明治二年までの屋敷の拝領者名が掛紙によって変更が加えられている。このことから、『御家中転宅考』や『御家中屋敷地絵図』の屋敷拝領者の変遷が追確でき、信頼性を高めることができる。

「福井城図」における拝領屋敷の位置は、本丸東にある三ノ丸(以下当時の呼称にならい三ノ丸と称す)に番号1～10の十屋敷、下馬門外より漆門内と川口門内(以下漆・川口門内とまとめて称す)に番号1～10の十屋敷で、図3に示すとおりである。その番号に対応した各屋敷の拝領者と拝領時期を『御家中転宅考』より記したものが表1、『御家中屋敷地絵図』より記したものが表2、両資料から判断される各屋敷の拝領者の上限年あるいは下限年を記したものが表3である。

まず表3から明らかのように、漆・川口門内にある敷地10番の拝領者が太田となつてくることから、写図時期が「文政二年」と表記する図に、文政三年以降の内容が描写されていることがわかる。敷地10番は『御家中転宅考』には「川口 今太田(中略)安永三下馬門二入代り 大谷助六 代々」、続けて「文政三 大名町二入代り太田三弥」とあり、太田は先住の大谷に代わり大名町裏通りより文政三年に当敷地に移転している。また、『御家中屋敷地絵図』には敷地図内に「天保七甲二月廿六日 焼失出奔後役所二相成」、その上に「太田丹次 天保七甲二月廿六日 焼失家断絶」とある。このことから太田は文政

三年先住の大谷に代わり大名町裏通りより当敷地に移転し、天保七年まで居住していたことが確かめられる。このことから「福井城図」は、文政三年から天保七年までの内容が描かれているとも言える。

次に漆・川口門内にある敷地2番・3番の拝領者が、大野・美濃部の両名となっていることである。敷地2番・3番は元々一つの敷地であったもので、『御家中転宅考』に「今大野 文政六巳年大野小源太願候而 屋敷之内式百坪割出シ 御用地卜成り同苗三左衛門 拝領 文政六其迄ハ永平寺丁 大野三左衛門」とあり、『御家中屋敷地絵図』には「大野小源太屋敷ノ内大野三左衛門へ拝領被仰付候ニ付 文化六年巳ノ九月廿三日割譲ス当敷式百坪」とあるように、大野小源太の代に敷地が分割され、同名の大野三左衛門へ西側の敷地2番が拝領され、二つの屋敷となったことがわかる。両資料で屋敷分割年が文化六年あるいは文政六年と異なるが、年号の干支がいずれも巳であり、文化六年が正しく、文政六年は誤記であることが判明する。⁸⁾ なお、敷地2番の大野三左衛門は、明治初期まで住

んでいた。ところが、敷地3番は『御家中転宅考』に「今山脇(中略)寛政十 大野一郎 左衛門 文政十一御追放 小源太 同十二毛屋も美濃部金太夫 天保二元御泉水丁入代り山脇金屋」と、『御家中屋敷地絵図』に「大野小源太へ御暇被下揚屋敷」、続けて「美濃部半七」「山脇金屋」とあり、大野小源太から文政十二年に美濃部に代わり、さらに天保二年に山脇に代わっている。『御家中転宅考』の毛屋中通り西表には「今堀 享保十七 雨森藤工門 天明五 美濃部半七 文政十二 堀武工門」とあり、文政十二年まで毛屋に美濃部半七が住んでいたことがわかる。さらに『剥札』⁹⁾の美濃部家五代の半七をみると、「文政十二丑大野小源太揚野屋敷江替被下」とあり、美濃部半七が文政十二年に大野小源太の後屋敷を拝領したことが記される。以上から文政十二年に敷地3番を美濃部が拝領していたことは間違いない事実であることが分かる。この美濃部の名が「福井城図」にあることは、少なくとも文政十二年以降の様子が模写、あるいはそれ以降の時期に写されたことを示している。なお、敷地3番には文化八年

につくられ明治二年まで使用されたという城下絵図の「福井分間之図」(二三四〇)には瓜生という藩士が住んでいたことが記される。『御家中転宅考』・『御家中屋敷地絵図』のいずれの居住一覧にも記載がないが、『御家中屋敷地絵図』の敷地図に掛紙で「瓜生三寅」と記載があり、この記載は他の敷地図の書き方からみて明治初期のものと思え、文化八年の「福井分間之図」の瓜生の書き込みも他の氏名より大きいようで、後補の書き込みとみられる。¹⁰⁾

一方、三ノ丸の拝領屋敷をみると、敷地8番の拝領者永見は『御家中転宅考』に「今大宮(中略)安永三 永見隼人 文政七 文政七年御用地被仰付 大宮忠八」、敷地8番に「今大橋 文政七大宮忠八拝領節も打出シ之地面之内被下 文政七 大橋左溪」と、『御家中屋敷地絵図』には「永見亦三郎 大宮忠八」とのみある。このことから敷地8番は安永三年(一七七四)に永見が拝領し、文政七年に大宮忠八と入れ代わる際に屋敷の測量が行われ、広かった敷地を大橋が拝領したことがわかる。この様子は享和三年以降から文化

十三年まで使用されたという城下絵図の「福井分間之図」(二三三八)からも、敷地8番の永見が大宮に代わり、その一部に大橋が追加されていることが確認できる。また、敷地6番の拝領者服部は『御家中転宅考』に「今毛利(中略)寛政五 服部長三郎 文政七 外中寺入代り 北表 毛利半助」、『御家中屋敷地絵図』に「(前略)服部三郎兵衛 毛利彦郎衛門」とあり、文政七年まで居住していたことがわかる。ところが、敷地3番の拝領者秋田は『御家中転宅考』に「今渡辺(中略)宝暦十 中江戸丁へ江戸ヨリ引越 秋田三五左衛門 文政三 六軒丁入り竹□□」高田波門 同五 土居内入代り 渡辺来吉、『御家中屋敷地絵図』には「(前略)渡辺甚十郎 高田波門 秋田八左衛門 肥後御藩 横井平四郎客館卜成ル 再渡辺早太(後略)」とある。『御家中転宅考』と『御家中屋敷地絵図』では拝領者の順番などに違いがみられるが、『剥札』の高田波門の項に「文政二年四月十日 於江戸表御用人御奏者□□同三辰六月廿五日三ノ丸秋田三五左衛門屋敷へ替被下」とある。また、同書の渡辺末吉の項には、文政

五年に先代の病死により家名断絶のところを親類より養子に入り、新たに同年末吉が渡辺家を再興していることが記されている。¹²¹³このことから渡辺末吉の屋敷替が文政五年に行われたことが推定される。以上のことから『御家中転宅考』の記述が確かめられ、秋田は敷地3番に文政三年まで居住していたとすることができる。このことからこの描写は文政七年以前がさらに狭まり、文政三年以前を描いていることになる。

ところで、藩士の拝領屋敷の移動ではなく、本丸や西三ノ丸御座所の書込みや建物の外形からその描写時期を見ると、本丸には文政十三年に建設された奥あるいは大奥関係の建物が一切みられない。また、西三ノ丸御座所の建物も取り壊された様子がみられない。文政十三年の藩主の本丸移転後に、再び西三ノ丸御座所に藩主住居が移された天保十四年後の描写時期とすることもできるが、それでは藩士の拝領屋敷の移動と明らかに大きく異なる。このことから本丸や西三ノ丸御座所は、文政十三年以前の様子を描いていると考えられる。

以上の考察から「福井城図」の「文政二三卯之夏五月写之 有豊図」という記述から、文政二年の写であるとそのままみることに問題があり、明らかに文政十二年以降の敷地割を認識して記載し、文政十三年以前の本丸の様子を描いており、文政十二年あるいは十三年の時点の描写とすることができる。この場合、文政三年に移動した三ノ丸敷地3番の秋田が高田であるいは渡辺に変更されていないこと、文政七年に移動した三ノ丸敷地6番の服部が毛利に変更されていないこと、同8番の永見が大宮と大橋に変更されていないことが問題となる。しかし、以下のことから問題はないと考える。絵図への記載が古い記述内容が変更されずにそのまま残ってしまうことはあっても、文化六年に屋敷地が二つに分割され、その片方の屋敷地を文政十二年に拝領した藩士の氏名を五年余り前から予測あるいは藩内で決定されていたとすることは不可能であると考えられるからである。

(二)「福井城御図」の写図年と描写年代
「福井城図」と同じように「福井城御図」について、屋敷の拝領者名からそれぞれの屋

敷ごとにそこに居住していた時期から、その描画された時期の上限年あるいは下限年を同様に表3に示した。下馬門より外で漆門内の敷地1〜3番に空白がみられ、三ノ丸敷地6番が服部から毛利となる他は、「福井城図」と全く同じとなる。三ノ丸敷地6番の服部は文政七年に毛利と入れ代わっているので、それ以降の様子を描画したものとなる。一方、前述のように三ノ丸敷地8番の永見は文政七年に転居し、漆・川口門内にある敷地10番の太田は文政三〜天保七年まで居住していたことから、「福井城御図」は文政七年頃を描いた図となる。ところが、ここでも「福井城図」と同じように三ノ丸敷地3番の屋敷が秋田となり、文政3年以前の描画時期を示している矛盾が生じるが、「福井城図」と同じような根拠からこの書き込みは古いままの状態が残ったものと考えることができる。以上より、「福井城御図」は文政七年頃を描いているとみられる。そして、この図はこの元図をもとに、文政十三年の西三ノ丸御座所から本丸に藩主が住居を移す際の建物の計画図を記したものとすることができる。

「福井城図」と「福井城御図」を比較すると、ほぼ同じ大きさの図で、ほぼ同位置に同じ内容が記載されている。「福井城御図」で氏名空白の屋敷地(漆・川口門内屋敷地1〜3)が、「福井城図」で記述年に矛盾のある屋敷地(漆・川口門内屋敷地3)であることは非常に興味深いことである。想像をたくましくすれば、両図とも同じ原図を基本とする絵図を模写したものであるが、「福井城図」は空白の部分を書した時期の屋敷割で補足したことによって生じた文政二年写の元図(松平文庫の「福井城図」の基となった図を指す)との矛盾ではないかと考えられるのである。そのように考えると、三ノ丸敷地3番が文政三年に転居前の秋田がそのままとなっていること、同6番が文政七年に転居前の服部のままとなっていること、同8番が文政七年転居前の永見となっていることがはじめて理解できるのである。このような推定で考えれば、漆・川口門内屋敷地10の太田も描写時期の書き込みとなる。

四、「福井城図」と「福井城御図」の比較

次に「福井城図」と「福井城御図」の記述

内容や図の表現の仕方について比較検討する。すでに描写された図の大きさは、両図ともほぼ一致していることを述べたが、城郭の描写範囲もほぼ同じで、北は三ノ丸の外堀まで、西は大名広路まで、南は埋門外の堀と川口門南西の屋敷地まで、東は三ノ丸の外堀と百間堀東の道路までを描いている。「福井城御図」の描写範囲は「福井城図」よりやや広く、北は三ノ丸の外堀の外側にある道路まで描かれ、図の西端や南端の道路端部もやや長く延びて表現され、図の周縁部の道路が省略されていない。小さなことでは、七ツ蔵南の堀にある引橋に色が塗られて分かりやすく、春秋門の南にあたる泉町の道路が描かれていないことである。「福井城図」では道路は褐色混じりの黄色、堀は青色、番所や門は赤、石垣や櫓は黒、建物は外形線のみとなる。「福井城御図」では道路は肌色、堀は薄緑色、番所や門は黒、石垣や櫓も黒、建物は外形線のみとなり、本丸内・馬場・城代屋敷・作事所・本多屋敷・三ノ丸北の矢場を道路と同じ橙色で塗りつぶしている。両図では配色が大きく異なるが、今に伝わる「福井城御図」は包装

紙であるからその描写や色使いは印刷時の諸事情により変更されたことも考えられる。

一方、堀や石垣の幅や長さなど、門名や屋敷名の表記もほとんど同じである。表記の異なる部分は西三ノ丸御座所の門である御座所門とその直ぐ西にある西不明門、下馬門の名称表記がそれぞれの図にあるかないかである。屋敷名では前述のように下馬門より外で漆門内の敷地1〜3番に拝領者の表記が「福井城図」ではあるのに、「福井城御図」では空白となっていること、そして三ノ丸の敷地6番が「福井城図」では服部であるものが「福井城御図」では毛利となっている点である。最後の敷地拝領者名の食い違い以外は、明らかに模写時の写し忘れや省略と考えてもよい内容である。

ところで、ほぼ同じ内容である「福井城図」「福井城御図」を道路に注目して福井城下絵図と比較すると、同じ描写部分が両図と城下絵図で異なって描かれていることがわかる。それは百間堀の東に沿って走る道路と、漆門から東走する道路が両図では直行して描かれるのに対して、慶長期の福井城下絵図以外は

すべて広場に面してT字型となっている。このことは「福井城図」と「福井城御図」の原図は同じ図からの模写の可能性が非常に高いことを示唆するものである。

五、「福井城御図」の作者

管見によると、「福井城御図」の作者である藤井喜長そのものは文政十三年頃の福井藩関係者にはみあたらない。模写年付近の福井藩の藩士などを記載する「斉承給帳」によれば、藤井姓は大番二十五石五人扶持の藤井喜兵衛、奥坊主の藤井久斎、若殿様付の藤井蘭齋、五石二人扶持御用使の藤井次郎兵衛、八石二人扶持浮下代の藤井新助、七石二人扶持奥住居出役の藤井平次郎、三人扶持藤井嘉右衛門が知れる。城郭図という貴重な図を模写できる立場であることから絵図関係を扱う役人を別として下級役人であることは考えられず、作者名に「喜」の一字をもつことを考えあわせると、大番の藤井喜兵衛が想定される。『剥札』・『姓名録』・『士族』によれば、藤井喜兵衛は明暦元年に探源院(昌親)代に召し抱えられた藤井七左衛門家九代の藤井啓次郎

直次で、文政四年に先代廉蔵の病死により家督を継ぎ留守番、同十二年大番、天保三年に名を喜兵衛に改めている。天保十二年番改添役、嘉永六年代官、万延二年病氣にて休息となり、家督を譲る。履歴には絵図に関する記述はみられず、藤井喜兵衛が「福井城御図」を模写した可能性があるにとどまる。

六、「福井城御図」の意味

「福井城御図」の西三ノ丸御座所には、単線で描かれた建物外形線内に「御座所御屋形 文政十三年御本丸御住居二付表通御取払二相成」と書かれ、さらに建物北に「謙五郎様御住居」と添え書きされる。この書き込みから御座所建物の表向き建物が解体され、謙五郎の住居は残されていたことがわかる。ここで謙五郎とは第十四代(あるいは十五代)藩主斉承の弟で、文化十一年生まれで天保十四年に死去した善道(権五郎・稚名恒五郎)のことである。謙五郎は文政十二年十一月十六日に江戸より福井の西三ノ丸御座所に転居し、天保十三年五月二十二日に御泉水住居(藩主別邸)に移っている。絵図の写された

文政十三年三月は謙五郎が御座所に住んでいた時期で、『片聾記・続片聾記上』にも「御座所謙五郎様御座之間斗に而、其外壞右御材木に而御本丸御普請に御用被成」とあり、²² 絵図の添え書きの内容が確認できる。絵図の御座所建物と添え書きの文面やその書き込み位置から考えると、謙五郎が住んでいたのは御座所北側の庭園に面する御寝間や御居間などがある桁行十一間半梁間四間半を中心とする建物とみられる。ちなみに謙五郎が御座所から御泉水住居に転居した天保十三年は、第十六（あるいは十七）代藩主慶永が初入国を前に、本丸から元の西三ノ丸御座所へ再び住居を移す決定をした年で、その年の三月に普請御用掛が任命されている。²³ このことから謙五郎が住んでいたと推定される庭に面していた建物は、新たな御座所建物の支障になり壊されたかあるいは新御座所として取り込まれたことが想像される。

一方、本丸内の建物には「御本丸御屋形 文政十三庚寅 御帰國²⁴御本丸御住居」とあり、本丸建物の北東から北に渡廊下で張り出した建物に「文政十三庚寅年御住居二付御建

ツギ出来」、「御座ノ間」・「廊下」と添え書きされている。さらに本丸建物の北東から東に渡廊下で張り出した建物に「御廣式御建ツギ」とある。前者の「御座ノ間」・「廊下」は御小座敷とそれに続く渡廊下で、後者の「御廣式」は大奥御座之間や長局を指すものとみられる。「御座ノ間」・「廊下」が「御建ツギ出来」とあり、絵図が写された三月にはすでに御小座敷・渡廊下は完成していたこととなる。本丸建物の普請御用掛が任命されたのは二月五日・同十六日であるから、二ヶ月弱で御小座敷が完成したことになる。もともと『片聾記・続片聾記上』と本図の書き込みには三月二十一・二十二日地祭り²⁵とあり、『片聾記・続片聾記上』に同二十七日鉦始とあるから工事途中であったことが十分考えられる。²⁶ この工事では御小座敷やそれに続く渡廊下だけでなく、大奥御座之間・長局・柘筆部屋や、御宮・宗源堂・御仏殿なども新築あるいは移築され、五月六日に完成している。²⁷ これらの建物が順次建設され、最初に御小座敷・渡廊下が完成したのであろうが、鉦始から数日で完成したことになり、やはり早いように思われ

る。もともと、この年の三月は閏月があったので、閏三月を指しているのかも知れない。

以上のように「福井城御図」は「福井城御図」(文政二年写)と同様の価値に加え、文政十三年に藩主御座所が西三ノ丸から本丸に移徙された時の本丸内の既存建物の状況、本丸内の増築建物の様子、西三ノ丸御座所の建物配置や解体建物の範囲などを知ることができる貴重な絵図とすることができるといえる。特に西三ノ丸御座所の解体建物の範囲が推定できることは今までの資料では明らかにされなかったことで意義が大きく、このことから瑞源寺に本丸から移築された建物である本堂・書院の部材が西三ノ丸御座所などの部分が使用されているかを検討する上で、重要な内容となる。さらに描写年と写図年がある程度の範囲で確定できる点も貴重と言える。

最後に、本稿の執筆に際して松平文庫の閲覧・撮影には松平宗紀氏、福井県立図書館松井一代さんに、「福井城御図」に関してはその存在をお教えいただいた瑞源寺住職の花房禪祐氏、天たつ店主の天野吉壹氏にご協力をいただきました。ここに記して感謝申し上げます。

- (1) 二〇一〇年八月七日 午前 天たつにて聞き取る。
- (2) 『松平文庫目録』 福井県立図書館 一九六八年
なお、松平文庫の目録番号は『松平文庫福井藩資料目録』 福井県立図書館 平成元年 による。
- (3) 平井 聖監修、吉田純一編集『城郭・侍屋敷古図集成 福井城・金沢城』 至文堂 平成九年九月
- (4) 越葵文庫 福井市立郷土歴史博物館『福井城郭各御門其他見取絵』
- (5) 松平宗紀蔵 松平文庫 福井県立図書館保管
『御家中転宅考』 大谷氏信 天保二(九六五)
- (6) 松平宗紀蔵 松平文庫 福井県立図書館保管
『御家中屋敷地絵図』 神原十郎太夫 嘉永五年(九六六)
- (7) 松平宗紀蔵 松平文庫 福井県立図書館保管
『福井分間之図』(一三三七)、『福井分間之図』(一三三八)、『福井分間之図』(一三四〇)
- (8) 前掲(5)の永平寺北表に「寛政十左衛門 文化七 江戸も引□□□□ 大井長七郎」とあり、文化七年以前に大野三左衛門が移動していることが確かめられる。
- (9) 松平宗紀蔵 松平文庫 福井県立図書館保管
『剥札』(九一七) 美濃部家
- (10) 同様のことは屋敷地6番でもいえ、『御家中転宅考』・『御家中屋敷地絵図』では最後が国枝となるが、『御家中屋敷地絵図』の図には野村とある。
- (11) 前掲(9) 高田小左衛門家
- (12) 前掲(9) 渡辺十郎左衛門家
- (13) 『福井分間之図』(一三四〇)には敷地3番で白掛紙下に秋田が確認でき、文化十三年まで使用されたとする「福井分間之図」(一三三八)の敷地3番で掛紙に渡辺がみえるから、文化八年から同十三年の間に秋田から渡辺に居住者が代わったことが想定されるが、「福井分間之図」(一三三八)には文化十五年や天保二年の記述も含まれることが確認され、はつきりしない。
- (14) 「斉承給帳」『福井市史資料編4近世二』所収 昭和六十三年
- (15) 松平宗紀蔵 松平文庫 福井県立図書館保管
『姓名録』(九一九)
- (16) 松平宗紀蔵 松平文庫 福井県立図書館保管
『士族』(九二二)
- (17) 『片聳記・続片聳記』 福井県立図書館 郷土誌懇談会共編 福井県立図書館 昭和三十年 p 763 文化十一年九月十八日条「恒五郎君お江戸表に御誕生、於壽萬殿御腹」。
- (18) 『続片聳記中』 福井県立図書館 郷土誌懇談会共編 福井県立図書館 昭和三十一年 p 46 天保十四年九月三日条「三日階五郎様夜九ツ時御逝去」。「越前松平家系図」『福井市史資料編4近世二』所収 昭和六十三年 p 33には九月四日とある。
- (19) 前掲(16) p 766 文政三年正月廿八日条「恒五郎君謙五郎君と御改、(後略)」。
- (20) 前掲(17) p 804 文政十二年十一月十六日条「謙五郎様江戸より御着以後御座所御住居」。
- (21) 『越前松平家系譜 慶永1』 福井県文書館 平成二十二年 p 231 天保十三年五月二十二日条「楷五郎様御泉水御住居江御移徙」。なお、p 279 天保十四年六月十九日条に「楷五郎様御住居江被為入、夫より御泉水屋敷御小休二而御城下御廻り被成」とある。また、前掲(18)で階五郎の死去後、葬儀の葬列道筋が神明神社前を通っていることから死去するまで御泉水に住んでいたことが確かめられる。
- (22) 前掲(17) p 805
- (23) 前掲(18) p 32 文政十三年三月十六日条「殿様近年の内御初入被為在候節より、元御座所御住居御内定被仰出、依之御普請御用掛り左之通被仰付候。(後略)」。
- (24) 前掲(17) p 806 「三月廿二日御地祭」。
- (25) 松平宗紀蔵 松平文庫 福井県立図書館保管
『越前世譜一六三三』(齋承5) (一一七) 文政十三年五月六日条「御本丸御建継御普請成就」。